

新型コロナウイルス関連情報（3月25日現在）

1 墺連邦保健省によれば，25日（水）15時現在，新たにオーストリア国内で684名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び3名の死亡事例が報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は5,560名となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

・チロル州	： 1,393名（+140）	（内死亡数： 4名）
・オーバーエーステライヒ州	： 915名（+120）	（内死亡数： 2名）
・ニーダーエーステライヒ州	： 750名（+130）	（内死亡数： 5名）
・ウィーン市（州）	： 702名（+ 85）	（内死亡数： 12名）
・シュタイアーマルク州	： 627名（+ 69）	（内死亡数： 5名）
・ザルツブルク州	： 516名（+ 87）	
・フォアアールベルク州	： 407名（+ 28）	
・ケルンテン州	： 161名（+ 20）	（内死亡数： 1名）
・ブルゲンラント州	： 89名（+ 5）	（内死亡数： 2名）

（当館注：ニーダーエーステライヒ州で2名，ウィーン市1名の死亡数が新たに計上され合計31名となりました。）

2 23日付け領事メールでお知らせしたオーストリア外務省から各国大使館への通知内容が以下の「」内のおり修正されました。

(1) 奥外務省は、内務省の発表に基づき、奥における無査証での90日間（当館注：日本人に対する6か月も含む）滞在中の者は、「適時に(rechtzeitig)」奥から出国するか、「国内当局(Inlandsbehoerden)＝警察・在留権申請当局等」と滞在につき調整する必要がある旨通知する。

(2) 当局による調整が不可能な場合（例えば、窓口の閉鎖により）は、訴迫は行われず、遅れて出国した場合も今後の査証発給に悪影響はない旨保証する。事態が再び許せば、（当該外国人は）出国する必要がある。

修正された内容は以下の奥外務省ホームページに掲載されています。

<https://www.bmeia.gv.at/reise-aufenthalt/einreise-und-aufenthalt-in-oesterreich/einreise-und-aufenthalt/>

この修正により、今すぐに出国を要請されてはいないことが確認できましたので、今後の滞在については状況を注視しながらご判断ください。

3 奥内務省は、窓口の閉鎖など現下の情勢に鑑み、在留権申請について例外的な取り扱いがなされる旨をホームページ上で発表しています。

- ・在留権申請及び延長申請の書類は、Eメール、郵送で送達可能であること
- ・在留権延長申請を有効期限内にすれば、引き続き従前認められていた在留・労働が可能なこと
- ・初回申請を行い、滞在可能期間が経過するが、出国が困難な場合は当局に追加申請を行わなければならないこと
- ・その他

内務省ホームページQ&A（ドイツ語）

<https://www.bmi.gv.at/302/start.aspx#FAQ>

4 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い，人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

ただし，当国では覆面禁止法によりマスクの着用が禁止されており，新型コロナウイルス感染予防のためのマスク着用について新聞社から見解を問われた当国内務省は，健康上の理由によりマスクを着用する場合には原則として医師の診断書が必要である旨回答しておりますので，ご注意ください。

なお，オーストリア保健・栄養安全機関（AGES）は，新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し，消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に，約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口，目，鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際，咳をする際は使い捨てティッシュに行くか，腕で口・鼻を覆って行く。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 01） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 01） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html